

院内感染防止対策に関する取り組み事項

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

当院は、組織として感染防止対策に取り組み、病院に出入りするすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の迅速な対応に努めます。また、地域の医療機関や行政と連携して感染防止対策に取り組みます。

2. 院内感染防止対策の委員会・組織に関する基本的事項

院内感染防止対策を遂行するために、病院感染防止対策委員会を設置し、毎月1回定例会を開催して院内感染の報告とその対応等に関する事項について検討します。感染対策チーム（ICT）を設置して実務を行い、臨床現場の感染対策リンクスタッフと協働して感染防止対策の実践に努めます。感染防止対策に関することのほかに、抗菌薬適正使用に向けた取り組みも行います。

3. 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本方針

職員に、感染対策の基本的な考え方および具体的な対策について周知することを目的とした研修会を年2回以上開催しています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法律に規定される感染症の届出を適切に行います。薬剤耐性菌や感染対策上問題となる微生物の検出状況について、週1回程度、感染情報レポートを作成してICTで情報共有し、臨床現場に注意喚起を行うとともに、病院感染防止対策委員会に報告し、必要に応じて感染防止対策の指導・周知を行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が疑われる事例が発生した場合、ICTは速やかに現場の状況を確認し、感染防止対策の徹底・強化を行い、感染拡大防止に努めます。必要に応じて、地域の医療機関や保健所と連携し、速やかに対応するよう努めます。

6. 院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

院内感染対策指針は、患者さんおよびそのご家族からご希望があれば開示します。

7. 感染対策推進のために必要なその他の基本方針

感染防止対策の推進のために感染対策マニュアルを作成し、病院職員は遵守します。各種ガイドラインを参考に適宜、感染対策マニュアルの見直しを行います。